



2017. 8. 10

静岡中小企業支援5号ファンドを設立

静岡キャピタル株式会社

静岡キャピタル株式会社(社長 水谷林蔵 静岡市清水区草薙北2番1号)では、地元中小企業の再生を通じて地域経済の活性化につなげるため、第5号目となる「静岡中小企業支援ファンド」を設立いたしましたので、その概要についてお知らせします。

- 1. ファンドの名称 静岡中小企業支援5号ファンド
- 2. 設立時期 平成29年8月10日(木)
- 3. ファンドの規模 40億円
※独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が出資する地域再生ファンドとしては、全国初の5号ファンドとなり(4号以上のファンド組成は他の地域に例がありません)、1号から5号までの合算で220億円の規模となります。

4. 設立の目的

- 第4号ファンドによる投資決定が平成29年7月をもって終了したため、独立行政法人「中小企業基盤整備機構」及び「静岡県信用保証協会」ならびに静岡県下の全地方銀行・全信用金庫と連携して5号ファンドを設立し、「中小企業の再生と地域経済活性化への取組み」を強化するものです。
- 中小企業金融円滑化法終了後、4年が経過し、地域金融機関の出口戦略を支える環境整備の一環として、地域の中小企業再生をサポートすべく本ファンドを設立するものです。
- 静岡県中小企業再生支援協議会の推薦案件を中心に、業績不振に陥っている中小企業に対して投資を行い、同時に経営支援に取り組むことで、地域金融機関に求められている「金融仲介機能の発揮」を支援します。

【ご参考】これまでのファンドの流れ

第1号支援ファンド ・設立／平成16年3月 ・規模／40億円	独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が出資する地域再生ファンドでは、全国最速(2年半)で13件(15社)の投資を完了し、24年12月にすべての案件の再生を終了
第2号支援ファンド ・設立／平成18年9月 ・規模／60億円	独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が出資する地域再生ファンドでは全国トップの規模の地域再生ファンドで、21年7月に15件(16社)の投資を完了し、25年10月にすべての案件の再生を終了
第3号支援ファンド ・設立／平成21年7月 ・規模／40億円	本県では初めて県内すべての地銀・信金及び県信用保証協会の出資を得た「オール静岡ファンド」。24年12月をもって9件(9社)の投資を完了し、7件(7社)の再生を終了(29年7月末現在)
第4号支援ファンド ・設立／平成25年2月 ・規模／40億円	引き続き県内すべての地銀・信金及び県信用保証協会の出資を得た「オール静岡ファンド」。29年7月をもって14件(14社)の投資決定を終了し、5件(5社)の再生を終了(29年7月末現在)

5. 投資先企業

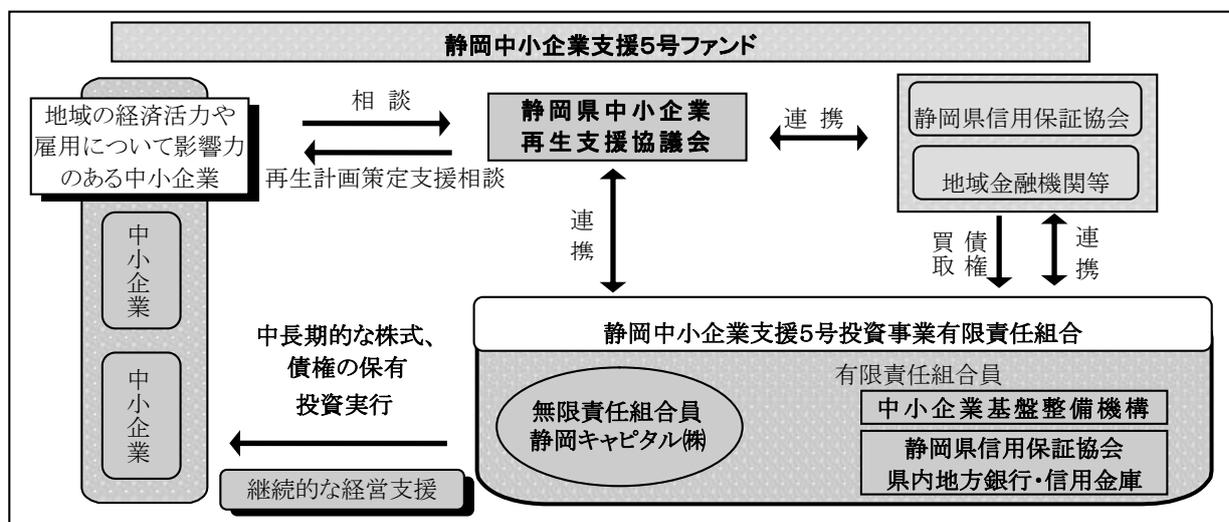
- 静岡県内に主たる営業所を置く中小企業等で、過剰債務等により業績不振に陥っているものの、本業には相応の収益力があり、経費圧縮、事業見直し及び財務リストラ等により再生の可能性がある企業で、主として静岡県中小企業再生支援協議会が推薦した先とします。

6. 出資期間 9年4カ月（ただし、2年を超えない範囲内で延長を可能とします）

7. 出資者

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 静岡県信用保証協会
- 地方銀行4行（静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行）
- 信用金庫12庫（三島信用金庫、沼津信用金庫、富士信用金庫、富士宮信用金庫、しずおか信用金庫、静岡信用金庫、焼津信用金庫、島田信用金庫、掛川信用金庫、磐田信用金庫、浜松信用金庫、遠州信用金庫）
- 静岡キャピタル(株)

8. ファンドの概要（スキーム）



- (1) 静岡キャピタルを無限責任組合員として、投資事業有限責任組合契約に関する法律（「有限責任組合法」）に基づき、投資事業有限責任組合（ファンド）を設立します。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、静岡県信用保証協会、県内地方銀行・信用金庫は有限責任組合員としてファンドに出資します。
- (2) 取引金融機関は、対象企業と相談のうえ再生計画案を策定し、静岡県中小企業再生支援協議会へ持ち込みます。
- (3) 静岡県中小企業再生支援協議会は、計画案を検証し、必要な対策を講じたうえで支援決定を行います。
- (4) ファンドは、再生計画案を検証し、取引金融機関・中立的な外部専門機関の協力のもと具体的な再生計画の策定を経て、投資を実行します。
- (5) 投資後、ファンドは取引金融機関等と連携し、対象企業の再生支援に取り組みます。

9. 投資形態および再生支援手法

- (1) デット（貸付債権）投資

本ファンドが金融機関から対象企業の貸付債権を買い取り、過剰債務を軽減する等、財務体質を強化・事業の見直しを行い、再生計画の実行を進めます。
- (2) エクイティ（株式）投資

本ファンドが対象企業の株式引受、あるいは貸付債権を株式に振り替えて株式を取得（デットエクイティスワップ:DES）し、経営に参画して事業・財務リストラ等により企業価値を高めた上でビジネスパートナー等への株式譲渡等を通じ、株主として再生を支援します。
- (3) リスクマネー供給

再生計画に基づくリスクマネーを融資・社債引受等に対応するとともに、ファンドが債権者として関与し、再生計画の実行を進めます。